

# 熊本県公報

号外 第 2 号  
平成 20 年 3 月 6 日 (木)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

<b>条 例</b>	
○熊本県教育長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	(人事課) 8
○熊本県職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	( " ) 8
○熊本県自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例	( " ) 9
○熊本県地域振興局設置条例の一部を改正する条例	( " ) 10
○熊本県公告式条例の一部を改正する条例	(私学文書課) 10
○熊本県手数料条例の一部を改正する条例	(財政課) 11
○熊本県監査委員に関する条例の一部を改正する条例	(監査委員事務局) 13
○熊本県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	(高齢者支援総室) 13
○熊本県あかねの里設置条例の一部を改正する条例	(障害者支援総室) 14
○熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	( " ) 15
○熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例	( " ) 16
○熊本県病院局職員の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例	( " ) 20
○熊本県知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例	( " ) 21
○熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例	(医療政策総室国保・老人医療室) 21
○熊本県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例	( " ) 22
○熊本県消費生活条例の一部を改正する条例	(食の安全・消費生活課) 23
○熊本県消費生活センター設置条例を廃止する条例	( " ) 27
○熊本県職業能力開発審議会条例の一部を改正する条例	(労働雇用総室) 27
○熊本県立立職能短期開発学校条例の一部を改正する条例	( " ) 27
○熊本県立立農業短期開発学校条例の一部を改正する条例	( " ) 28
○熊本県立立農業短期開発学校条例の一部を改正する条例	(農業経営課) 28
○熊本県木材業者及び製材業者登録条例を廃止する条例	(林業振興課) 28
○熊本県漁港管理条例の一部を改正する条例	(漁港漁場整備課) 28
○熊本県産業開発青年隊訓練所条例を廃止する条例	(監理課) 29
○熊本県緑の基金条例	(都市計画課) 29
○熊本県屋外広告物条例の一部を改正する条例	( " ) 29
○熊本県営住宅条例の一部を改正する条例	(住宅課) 30
○熊本県立学校職員の給与に関する条例及び熊本縣市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(学校人事課) 31
○熊本県永青文庫常設展示振興基金条例	(文化課) 31
○熊本県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例	(体育保健課) 32
○熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部) 32
○熊本県警察の職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	( " ) 32

### 本号で公布された条例のあらまし

#### ◇熊本県教育長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、病院事業の管理者の給与等について関係規定を整備することとした。
- 2 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行することとした。

#### ◇熊本県職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- 1 ダム管理手当及び特別支援学校等勤務手当を廃止することとした。(第 2 条・第 16 条の 5・第 25 条の 18・第 25 条の 20・第 26 条関係)
- 2 訓練教育手当について次のように改正することとした。
  - (1) 手当の率の改定及び産業開発青年隊訓練所の廃止に伴う改正を行う。(第 16 条の 2・第 26 条関係)
  - (2) 手当を日額化する。(第 16 条の 2 関係)
- 3 温室内作業手当の支給要件を見直し、特殊現場作業手当に統合することとした。

- (第 2 条・第 25 条の 4・第 25 条の 17 関係)
- 4 夜間定時制勤務手当の支給要件及び手当額を改正し、関係規定を整理することとした。(第 25 条の 19・第 25 条の 20 関係)
  - 5 こころの医療センターの地方公営企業法全部適用に伴い、関係規定を整理することとした。(第 25 条・第 25 条の 9・第 26 条関係)
  - 6 その他他規定の整理を行うこととした。(第 26 条関係)
  - 7 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、2 (2) の改定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行することとした。(附則関係)

◇地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

- 1 地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴い、関係規定(出納長関係)を整備等することとした。
- 2 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇熊本県地域振興局設置条例の一部を改正する条例

- 1 水産業に関する事務のうち、玉名地域振興局及び八代地域振興局に係る区域を変更することとした。(第 3 条関係)
- 2 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 3 経過措置を設けることとした。(附則第 2 項関係)

◇熊本県公告式条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県公報の発行を電子化することに伴い、関係規定を整備することとした。
- 2 この条例は、平成 20 年 8 月 1 日から施行することとした。

◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例

- 1 新たに次の手数料を設けることとした。
 

(1) 免税軽油使用者証交付手数料(書換え)	300 円
(2) 登録販売者試験手数料	13,000 円
(3) 販売従事登録申請手数料	7,100 円
- 2 次の手数料の額を改定等することとした。
 

(1) 建築物の確認申請又は計画通知手数料(別表第 9 関係)	5,000 円他→7,000 円他
(2) 建築設備の確認申請又は計画通知手数料	9,000 円他→11,000 円他
(3) 建築設備の変更確認申請又は変更計画通知手数料	5,000 円他→7,000 円他
(4) 建築物の完了検査申請又は完了通知手数料(別表第 10 関係)	10,000 円他→14,000 円他
(5) 建築設備の完了検査申請又は完了通知手数料	13,000 円他→16,000 円他
(6) 中間検査を受けた建築物の完了検査申請又は完了通知手数料(別表第 11 関係)	9,000 円他→13,000 円他
(7) 中間検査を受けた建築設備の完了検査申請又は完了通知手数料	12,000 円他→14,000 円他
(8) 建築物の中間検査申請又は特定工程終了通知手数料(別表第 12 関係)	9,000 円他→13,000 円他
(9) 建築設備の中間検査申請又は特定工程終了通知手数料	12,000 円他→16,000 円他
(10) 一団地の建築物の特例認定申請手数料	50,000 円他→78,000 円他
(11) 敷地内に広い空地を有する一団地の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	192,000 円他→220,000 円他
(12) 工作物の確認申請又は計画通知手数料	8,000 円→11,000 円
(13) 工作物の変更確認申請又は変更計画通知手数料	4,000 円→6,000 円
(14) 工作物の完了検査申請又は完了通知手数料	9,000 円→12,000 円
(15) 工作物の中間検査申請又は特定工程終了通知手数料	9,000 円→13,000 円
(16) 介護サービス情報調査事務手数料	45,000 円→35,000 円
(17) 介護サービス情報公表事務手数料	14,000 円→10,000 円
(18) 林業研究指導所試験手数料	630 円他→500 円他

(条例で試験手数料の上限と下限を定めているが、新たな試験項目の創設に伴い対応する区分の試験手数料の下限を引き下げ)
- 3 次の手数料を廃止することとした。
 

(1) 保健所水質検査手数料	10,500 円他
(2) こころの医療センター診断書交付手数料	5,040 円他
(3) こころの医療センター死体検案書交付手数料	5,040 円
(4) こころの医療センター証明書交付手数料	2,000 円
- 4 次の関係条項の整備等を行うこととした。
  - (1) 建築基準法の一部改正に伴う引用規定の整理
  - (2) 公害紛争について、仲裁手続の利用を促進するための手数料控除規定の整備
- 5 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、2 (1) から (15) までについては、平成 20 年 6 月 1 日から施行することとした。

- 6 経過措置を設けることとした。
- 7 この条例による手数料の新設等に伴い、熊本県証紙条例の一部を改正することとした。

◇熊本県監査委員に関する条例の一部を改正する条例

- 1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項に規定する審査についての意見を60日以内に知事に提出する規定を追加するとともに、地方公営企業法第30条第2項に規定する審査についての意見の提出期間を30日以内から60日以内に改め、併せて関係規定を整備することとした。(第6条関係)
- 2 この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

◇熊本県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

- 1 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第12条第1項第1号に規定する財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合を「1,000分の1」から「0」に改めることとした。(第3条関係)
- 2 この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

◇熊本県あかねの里設置条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県あかねの里の熊本県あかね荘及び熊本県あかねワークセンターの設置根拠を旧精神保健福祉法から障害者自立支援法へ移行することに伴い、規定を整備することとした。(第1条関係)
- 2 1に伴い、施設の種類及び名称を改めることとした。(第2条関係)
- 3 1に伴い、業務内容の規定を次のとおり整備することとした。(第3条関係)
  - (1) 熊本県あかね荘  
旧法精神障害者生活訓練施設の訓練・指導業務を、「法第5条第13項の自立訓練」に改め、「必要に応じて利用者の就労の援助を行うこと。」を削る。
  - (2) 熊本県あかねワークセンター  
「利用者に必要な訓練及び指導を行い、その就労能力を養成すること。」から「法第5条第15項の就労継続支援」に改める。
- 4 使用料の徴収根拠規定を障害者自立支援法に基づく規定に改めることとした。(第9条関係)
- 5 施設の管理方法を使用料制から利用料金制へ変更することに伴い、関係規定を整備することとした。(第13条関係)
- 6 その他上記1から5までの変更に伴い、関係規定を整備することとした。(第4条・第8条、第12条・第14条・第16条関係)
- 7 この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

◇熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 財務規定等を除く地方公営企業法の規定を平成20年4月1日から適用することとした。(第3条関係)
- 2 管理者及び組織に関する次の事項を定めることとした。(第5条関係)
  - (1) 病院事業の管理者を置き、名称を病院局長とする。
  - (2) 管理者の権限に属する事務を処理するため熊本県病院局を置く。
- 3 管理者が徴収を行うこととなる病院事業関係の手数料を定めることとした。(第10条・別表関係)
- 4 その他関係規定を整理することとした。(第1条・第9条・第11条・第12条関係)
- 5 この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。
- 6 この条例の施行に伴い必要な経過措置を設けることとした。(附則第2項関係)

◇熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例

- 1 この条例は、地方公営企業法第38条第4項の規定に基づき、熊本県病院局職員の給与の種類及び基準を定めることを目的とすることとした。(第1条関係)
- 2 給与の種類は給料及び手当とし、手当の種類を定めることとした。(第2条関係)
- 3 給料表について定めることとした。(第3条関係)
- 4 給料の調整額について定めることとした。(第4条関係)
- 5 各手当の基準について定めることとした。(第5条・第21条関係)
- 6 給与の減額について定めることとした。(第22条関係)
- 7 休職者の給与について定めることとした。(第23条関係)
- 8 専従休職者の給与について定めることとした。(第24条関係)
- 9 育児休業の認定を受けた職員について定めることとした。(第25条関係)
- 10 自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与について定めることとした。(第26条関係)
- 11 臨時職員又は非常勤職員の給与について定めることとした。(第27条関係)
- 12 特定の職員についての適用除外について定めることとした。(第28条関係)
- 13 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定めることとした。(第29条関係)

14 この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

15 この条例の施行に伴い必要な手当の特例を設けることとした。(附則第2項関係)

◇熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

1 熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、関係条例の整備等を行うこととした。

2 この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

3 この条例の施行に伴い必要な経過措置を設けることとした。(附則第2項関係)

◇熊本県知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例

1 題名を「熊本県知的障害者授産施設条例」から「熊本こすもす園設置条例」に改めることとした。

2 熊本こすもす園の通所部を障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業に移行することに伴い、設置規定を整備することとした。(第1条関係)

3 業務内容に、障害者自立支援法の規定に基づく就労移行支援及び就労継続支援を加えることとした。(第3条関係)

4 使用料及び利用料金の徴収根拠規定に障害者自立支援法の規定に基づく就労移行支援及び就労継続支援を加えることとした。(第5条・第8条関係)

5 施設の略称をこすもす園に改めたこと等に伴い、関係規定を整備することとした。(第2条-第11条関係)

6 この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

◇熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例

1 熊本県後期高齢者医療財政安定化基金の運営に関し、必要な事項を定めることとした。

2 この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

◇熊本県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例

1 国民健康保険法の一部改正に伴い、次のとおり関係規定を整備することとした。(第3条第2項関係)

(1) 退職者医療制度の廃止に伴い、市町村の行う国民健康保険の被保険者となる一般被保険者と退職被保険者等の区分が廃止されることに伴う規定の整備を行う。

(2) 保険給付として「高額介護合算療養費」が新設されることに伴い、普通調整交付金の算定基礎に「高額介護合算医療費」を加える。

(3) 現行の老人保健制度の後継制度として、後期高齢者医療制度が創設されることに伴い、老人保健医療費拠出金に代わる後期高齢者支援金が創設されるため、普通調整交付金の算定基礎を「後期高齢者支援金の納付に要する費用の額」に改める。

また、老人保健医療費拠出金について、過年度分の精算額を平成22年度まで負担することになるため、普通調整交付金の算定基礎に「その他の国民健康保険事業に要する費用の額」を加える。

(4) 前期高齢者の財政調整制度の創設により、普通調整交付金の算定基礎に「前期高齢者納付金」及び「前期高齢者交付金」を加える。

2 平成26年度までの間における65歳未満の退職者を対象として退職者医療制度を存続させる経過措置が講じられているため、退職被保険者等が存続する場合は、一般被保険者を普通調整交付金の算定基礎の対象とする特例を設けることとした。(附則第7項関係)

3 平成25年3月31日までの間、「病床転換支援金」を納付することに伴い、普通調整交付金の算定基礎に「病床転換支援金」を加えることとした。(附則第8項及び第9項関係)

4 この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

◇熊本県消費生活条例の一部を改正する条例

1 消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の権利の尊重及びその自立支援その他の基本理念を定める旨を目的に規定することとした。(第1条関係)

2 基本理念に次に掲げる事項を追加することとした。(第2条関係)

(1) 消費者の権利に、教育機会が提供される権利及び施策に意見が反映される権利を追加するとともに、消費者施策の推進は、消費者の権利の尊重及び消費者自らが利益擁護等のために行動できるよう自立を支援することを基本として行われなければならないものとする。(第1項関係)

(2) 消費者施策の推進は、消費者の年齢その他の特性等に配慮して行われなければならないものとする。(第2項・第3項関係)

3 県の責務に、消費者に対する啓発及び教育の推進を追加することとした。(第4条関係)

- 4 県及び市町村は、消費者施策の実施に当たり連携、協力するとともに、市町村が消費者施策を策定及び実施するときは、情報の提供、技術的な助言等の支援を行うものとする。こととした。(第5条関係)
- 5 事業者について、消費者への明確かつ平易な情報提供、取引の際の消費者の年齢、知識、経験等への配慮を、自らが遵守すべき基準の作成等により消費者の信頼確保に努めなければならないこととした。(第6条関係)
- 6 事業者団体は、消費者苦情の処理体制の整備、事業者の自主基準作成支援、啓発活動等消費者の信頼確保のための自主的な活動に努めるものとする。こととした。(第7条関係)
- 7 消費者について、消費生活に関し、環境保全及び知的財産権等の適正保護への配慮に努めなければならない旨を追加することとした。(第8条関係)
- 8 消費者団体は、消費生活に関する情報収集及び提供並びに意見の表明等消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。こととした。(第9条関係)
- 9 県は、消費者施策の計画的な推進を図るため、消費者施策に関する基本的な方針等を定める消費者基本計画を策定するものとする。こととした。(第10条関係)
- 10 事業者は、その供給する商品等が危険商品等と認めるときは、必要な情報を開示し、回収等の措置をとるよう努めなければならないこととした。(第11条関係)
- 11 知事は、安全の確保に関する調査に当たり、事業者に、商品等が安全であることの根拠を示す資料の提出を求めることができることとした。(第12条関係)
- 12 知事は、商品等が消費者の生命等に重大な危害を発生させ又はそのおそれがある場合、危害防止のため緊急の必要があるときは、直ちにその商品等名、事業者名等必要な情報を県民に提供することとした。(第14条関係)
- 13 表示の適正化について、事業者は、虚偽又は誇大な表示を行わないよう努めなければならない旨を追加することとした。(第15条関係)
- 14 知事は、表示・規格等の適正化に関する調査に当たり、事業者に、県の基準に違反していないことの根拠を示す資料の提出を求めることができることとした。(第24条関係)
- 15 不当な取引行為に、契約締結の勧誘の際に商品等に関する重要な情報を提供しない行為及び消費者の意に反する行為を追加するとともに、債務履行の不当強要等の対象に消費者の関係人を追加するほか、契約について、信用を供与する契約等を含むこととした。(第26条関係)
- 16 知事は、不当な取引行為に関する調査に当たり、事業者に、正当な取引行為であることの根拠を示す資料の提出を求めることができることとした。(第27条関係)
- 17 知事は、不当な取引行為により消費者に重大な被害が発生し又はそのおそれがあり、かつ、被害拡大防止のため必要があるときは、その行為の内容、事業者名等必要な情報を県民に提供するものとする。こととした。(第29条関係)
- 18 県は、消費者の自立を支援するため、消費者啓発を推進するとともに、学校等を通じて消費者教育を充実する等必要な施策を講ずるものとする。こととした。(第30条関係)
- 19 県は、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。こととした。(第31条関係)
- 20 県は、多重債務問題の改善のため、多重債務者が相談又は助言等の支援を受けられる体制の整備等必要な施策を、関係行政機関、民間団体等と連携を図りつつ、推進するものとする。こととした。(第38条関係)
- 21 知事は、消費者苦情の申出があったときは、当該消費者苦情を解決するために、助言、あっせんその他の措置を講じなければならないこととし、解決が困難なときは、熊本県消費者苦情処理委員会に、調停のほか、あっせんを行わせることができることとした。(第39条関係)
- 22 県は、市町村における消費者苦情の処理が適切かつ迅速に行われるよう、研修の実施、情報の提供、助言等必要な支援を行うものとする。こととした。(第40条関係)
- 23 県は、消費者苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるよう、人材の確保及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。こととした。(第41条関係)
- 24 知事は、熊本県消費者苦情処理委員会に行かせたあっせん又は調停について、消費者の被害の発生又は拡大を防止するため必要があるときは、その消費者苦情の概要等必要な情報を県民に提供することとした。(第43条関係)
- 25 県は、適格消費者団体に対し、消費者苦情の申出に関する情報の提供等必要な支援を行うことができることとした。(第46条関係)
- 26 県民は、この条例の規定に違反する事業活動等により消費者の権利が侵され又はそのおそれがあるときは、知事に申し出て、その旨を申し出たときは、必要と認めるときは、知事は、その申出があつたときは、必要な調査を行い、その内容が事実であるときは、この条例に基づく措置等適切な措置をとることとした。(第48条関係)

- 27 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 28 この条例は、平成 20 年 7 月 1 日から施行することとした。
- 29 この条例施行に伴い必要な経過措置を設けることとした。(附則第 2 項関係)

◇熊本県消費生活センター設置条例を廃止する条例

- 1 消費生活センターを本庁組織に一元化することに伴い、熊本県消費生活センター設置条例は、廃止することとした。
- 2 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇熊本県職業能力開発審議会条例の一部を改正する条例

- 1 条例の題名を「熊本県労働審議会条例」に、第 1 条を趣旨規定から設置規定に改め、その内容を整備することとした。
- 2 審議会の所掌事務を次の事項とすることとした。(第 2 条関係)
  - (1) 労働者の福祉に関すること。
  - (2) 雇用及び就業の促進に関すること。
  - (3) 法第 7 条第 2 項に規定する熊本県職業能力開発計画その他産業人材の育成に関すること。
- 3 特別委員の任命について「関係行政機関の職員」という要件を削り、併せて特別委員が議決に加わることができない規定を削ることとした。(第 5 条関係)
- 4 審議会は特定の事項を審議するため、部会を置くことができるとし、部会の委員及び特別委員は会長が指名し、部会に部会長を置くこととした。(第 7 条関係)
- 5 4 の規定の追加に伴い、条を繰り下げることとした。(第 8 条－第 10 条関係)
- 6 この条例は、平成 20 年 7 月 1 日から施行することとした。

◇熊本県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県立職業能力開発校の授業料の額を次のとおり改定することとした。(第 4 条関係)

「115,200 円」→「118,800 円」(年額)
- 2 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 3 平成 20 年度分の授業料については、「118,800 円」を「117,600 円」とする経過措置を設けることとした。(附則第 2 項関係)
- 4 平成 19 年 4 月 1 日前から引き続き熊本県立職業能力開発校に在籍する訓練生に係る授業料については、なお従前の例によることとする経過措置を設けることとした。(附則第 3 項関係)

◇熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県立技術短期大学校の授業料及び聴講料の額を次のとおり改定することとした。(別表関係)
  - (1) 授業料「384,600 円」→「390,000 円」(年額)
  - (2) 聴講料「4,900 円」→「5,000 円」(1 単位)
- 2 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇熊本県立農業大学校条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県立農業大学校の授業料の額を次のとおり改定することとした。(第 4 条関係)

「115,200 円」→「118,800 円」(年額)
- 2 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 3 平成 20 年分の授業料については、「118,800 円」とあるのは「117,600 円」とする経過措置を設けることとした。(附則第 2 項関係)

◇熊本県木材業者及び製材業者登録条例を廃止する条例

- 1 熊本県木材業者及び製材業者登録条例(昭和 34 年熊本県条例第 36 号)は、廃止することとした。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用に関する経過措置を定めることとした。(附則第 2 項関係)
- 3 熊本県手数料条例(平成 12 年熊本県条例第 9 号)の一部を次のとおり改正することとした。

木材業者及び製材業者の登録制度の廃止に伴い、木材業者又は製材業者の登録、登録更新、登録証再交付、登録証明交付及び登録証書換えの手数料に係る規定を削る。(第 2 条第 1 項関係)
- 4 熊本県収入証紙条例(昭和 39 年熊本県条例第 24 号)の一部を次のとおり改正することとした。

木材業者及び製材業者の登録制度の廃止に伴い、木材業者又は製材業者の登録、登録更新、登録証再交付、登録証明交付及び登録証書換え手数料に係る規定を削る。(別表第 1 関係)
- 5 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行することとした。

## ◇熊本県漁港管理条例の一部を改正する条例

- 1 樋合漁港漁港利用調整施設のうち係留施設について、毎週水曜日である休業日を 4 月 1 日から 9 月 30 日までの間は毎週水曜日とし、10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間は毎週火曜日及び水曜日とすることとした。(第 18 条関係)
- 2 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行することとした。

## ◇熊本県産業開発青年隊訓練所条例を廃止する条例

- 1 熊本県産業開発青年隊訓練所条例は、廃止することとした。
- 2 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行することとした。

## ◇熊本県緑の基金条例

- 1 緑化を推進する活動を支援するため、熊本県緑の基金の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

## ◇熊本県屋外広告物条例の一部を改正する条例

- 1 県の景観計画区域が県全域（景観行政団体である市町村の区域等を除く。）と定められたことに伴い、関係規定を整備することとした。(第 3 条・第 5 条関係)
- 2 景観形成地域が熊本県景観計画で定められることとなったことに伴い、関係規定を整備することとした。(第 3 条・第 5 条関係)
- 3 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行することとした。

## ◇熊本県営住宅条例の一部を改正する条例

- 1 駐車場を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならないものとする事とした。(第 32 条関係)
- 2 駐車場の使用者資格を原則として県営住宅の入居者又は同居者が自ら使用するため駐車場を必要としていること等とすることとした。(第 33 条関係)
- 3 駐車場を使用しようとする者は、知事が定めるところにより知事に許可の申請をしなければならないものとする事とした。(第 34 条関係)
- 4 駐車場の使用申請者の数が駐車場の数を超えるときは、公正な方法で選考を行い、駐車場の使用者を決定するものとする事とした。(第 35 条関係)
- 5 駐車場の使用者は、使用料を納めなければならないこととした。(第 36 条関係)
- 6 駐車場の使用者が駐車場の使用を始めるときは使用料の 3 月分の保証金を徴収するものとする事とした。(第 37 条関係)
- 7 駐車場の使用者は、許可の申請をした事項を変更しようとするとき、又は 15 日以上駐車場を使用しないときは届出をしなければならないものとする事とした。(第 38 条関係)
- 8 駐車場の使用者は、駐車場の転貸若しくはその使用の権利の譲渡又は駐車場の用途の変更をしてはならないこととした。(第 39 条関係)
- 9 駐車場の使用者は、駐車場を明け渡そうとするときは、10 日前までに知事に届け出て、検査を受けなければならないこととした。(第 40 条関係)
- 10 知事が駐車場の使用者に対して駐車場の明渡し請求をできる事由を定めることとした。(第 41 条関係)
- 11 指定管理者の業務に駐車場の管理に関する業務を加えることとした。(第 45 条関係)
- 12 詐欺その他不正の行為により駐車場の使用料の徴収を免れた場合を罰則に追加することとした。(第 48 条関係)
- 13 その他関係規定を整理することとした。(第 29 条・第 42 条－第 44 条・第 46 条・第 47 条関係)
- 14 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 15 駐車場の許可及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前において行うことができることとした。(附則第 2 項関係)

## ◇熊本県立学校職員の給与に関する条例及び熊本縣市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 1 舎監兼務手当の廃止に伴い、関係規定を整備することとした。(熊本県立学校職員の給与に関する条例第 12 条－第 14 条、熊本縣市町村立学校職員の給与に関する条例第 11 条・第 11 条の 2 関係)
- 2 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行することとした。(附則第 1 項関係)
- 3 1 の改正に伴い、熊本県職員等の育児休業等に関する条例及び熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例について、関係規定の整備を行うこととした。(附則第 2 項及び第 3 項関係)

## ◇熊本県永青文庫常設展示振興基金条例

- 1 熊本県立美術館における永青文庫常設展示の充実を図り、文化の振興に資するため、熊本県永青文庫常設展示振興基金の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例

- 1 スポーツ振興法の一部改正に伴い、審議会の設置根拠である同法「第 18 条第 5 項」を「第 18 条第 6 項」に改めることとした。(第 1 条関係)
- 2 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

- 1 熊本市の住居表示整備事業に伴い、小島上町の一部、小島中町の全部及び小島下町の一部が、それぞれ新たな町名に変更されることから、これらの町を管轄する熊本県熊本南警察署の管轄区域の表記を変更することとした。(別表関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- 1 作業の特殊性に応じた支給単価の見直しを行うことに伴い、次のとおり関係規定を整備することとした。(別表第 27 号作業関係)
  - (1) 銃器等使用犯罪現場における犯人逮捕等作業  
「1,200 円」を「1,640 円」とする。
  - (2) 銃器等使用犯罪現場における犯人逮捕のための固定配置等作業  
「800 円」を「1,100 円」とする。
  - (3) 銃器使用犯人逮捕のための固定配置等作業  
「600 円」を「820 円」とする。
- 2 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行することとした。

条 例

熊本県教育長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成 20 年 3 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 1 号

熊本県教育長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本県教育長等の給与等に関する条例の一部改正)

第 1 条 熊本県教育長等の給与等に関する条例(昭和 63 年熊本県条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び常勤の監査委員」を「、常勤の監査委員及び病院事業の管理者」に改める。

別表第 1 に次のように加える。

病院事業の管理者	770,000 円
----------	-----------

(熊本県知事等に対する退職手当の支給に関する条例の一部改正)

第 2 条 熊本県知事等に対する退職手当の支給に関する条例(昭和 27 年熊本県条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、同条に次の 1 号を加える。

(5) 病院事業の管理者

第 4 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、同条に次の 1 号を加える。

(5) 病院事業の管理者 100 分の 10

(熊本県知事等の給与の特例に関する条例の一部改正)

第 3 条 熊本県知事等の給与の特例に関する条例(平成 19 年熊本県条例第 70 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出し中「、副知事及び出納長」を「及び副知事」に改め、同条中「、副知事及び出納長」を「及び副知事」に、「(副知事及び出納長)」を「(副知事)」に改める。

第 2 条第 1 項中「及び常勤の監査委員」を「、常勤の監査委員及び病院事業の管理者」に改める。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成 20 年 3 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 2 号

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 31 年熊本県条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 13 号を削り、第 14 号を第 13 号とし、第 15 号から第 29 号までを 1 号ずつ繰り上げ、第 30 号及び第 31 号を削り、第 32 号を第 29 号とする。

第 16 条の 2 第 1 項第 3 号を削り、同条第 2 項中「100 分の 10」を「100 分の 8」に改める。

第 16 条の 5 から第 22 条までを次のように改める。

第 16 条の 5 から第 22 条まで 削除

第 25 条第 1 項中「こころの医療センター及び」を削る。

第 25 条の 4 第 1 項に次の 1 号を加える。

(7) 農業に関する試験研究機関又は農業大学校に勤務する職員 6 月 1 日から 9 月 30 日までの期間内のガラスハウス（ビニールハウス等を含む。）内における 1 日につき 2 時間以上の作業の栽培管理又は生育調査の作業

第 25 条の 4 第 2 項に次の 1 号を加える。

(7) 前項第 7 号に掲げる業務 日額 300 円

第 25 条の 9 第 1 項中「、こころの医療センター」を削る。

第 25 条の 17 及び第 25 条の 18 を次のように改める。

第 25 条の 17 及び第 25 条の 18 削除

第 25 条の 19 第 1 項中「職員」の次に「が、正規の勤務時間内において行われる業務に午後 5 時以降において 2 時間以上従事したとき」を加え、同条第 2 項中「1 月」を「1 日」に、「2,000 円」を「130 円」に改める。

第 25 条の 20 中「、第 25 条の 5 第 2 項、第 25 条の 18 第 2 項及び第 25 条の 19 第 2 項」を「及び第 25 条の 5 第 2 項」に改める。

第 26 条第 1 項の表こころの医療センターの項及びこども総合療育センター清水が丘学園の項を削り、同条第 2 項の表を次のように改める。

感染症防疫作業手当	有害薬品等取扱作業手当 結核患者等訪問指導手当 狂犬病防疫作業手当
放射線取扱作業手当	有害薬品等取扱作業手当
潜水手当	特殊現場作業手当（第 25 条の 4 第 1 項第 3 号に規定する業務に係るものに限る。）
と畜検査等手当	感染症防疫作業手当 狂犬病防疫作業手当
特殊現場作業手当	用地交渉従事手当
衛生検査業務従事手当	感染症防疫作業手当 有害薬品等取扱作業手当 狂犬病防疫作業手当
公共土木施設災害応急作業手当	用地交渉従事手当 特殊現場作業手当

第 26 条第 3 項を削る。

第 2 条 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第 16 条の 2 第 2 項中「1 月につき当該職員の給料月額に 100 分の 8 を乗じて得た額」を「前項各号に規定する業務に従事した日 1 日につき 1,200 円」に改める。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県条例第 3 号**

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

（熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第 1 条 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和 27 年熊本県条例第 111 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、副知事及び出納長」を「及び副知事」に改める。

別表第 1 出納長の項を削る。

別表第 2 中「及び出納長」を削る。

（熊本県職員等退職手当支給条例の一部改正）

- 第 2 条 熊本県職員等退職手当支給条件（昭和 28 年熊本県条例第 56 号）の一部を次のように改正する。  
 第 2 条中「、出納長」を削る。  
 （熊本県特別職報酬等審議会条例の一部改正）
- 第 3 条 熊本県特別職報酬等審議会条例（昭和 39 年熊本県条例第 74 号）の一部を次のように改正する。  
 第 2 条中「、副知事及び出納長」を「及び副知事」に、「聞く」を「聴く」に改める。  
 第 6 条中「人事課」を削る。  
 （熊本県副出納長設置条例の廃止）
- 第 4 条 熊本県副出納長設置条例（昭和 29 年熊本県条例第 1 号）は、廃止する。
- 附 則  
 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県地域振興局設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
 平成 20 年 3 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県条例第 4 号**

熊本県地域振興局設置条例の一部を改正する条例  
 熊本県地域振興局設置条例（平成 10 年熊本県条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表水産業に関する事務の項中「 

熊本市	熊本県玉名地域振興局
-----	------------

 」を

「 熊本市、山鹿市、菊池市、宇土市、阿蘇市、合志市、鹿本郡、菊池郡、阿蘇郡及び上益城郡	熊本県玉名地域振興局
人吉市、水俣市、宇城市、下益城郡、葦北郡及び球磨郡	熊本県八代地域振興局

に改める。」

附 則

- この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 水産業に関する事務に係るこの条例の施行の際現に効力を有する次の表の左欄に掲げる地域振興局長（以下この項において「旧地域振興局長」という。）が行った処分その他の行為又は現に旧地域振興局長に対して行っている申請その他の行為は、この条例の施行の日以後においては、それぞれ、同表の右欄に掲げる地域振興局長（以下この項において「新地域振興局長」という。）が行った処分その他の行為又は現に新地域振興局長に対して行っている申請その他の行為とみなす。

熊本県宇城地域振興局（宇土市に係るものに限る。）	熊本県玉名地域振興局
熊本県鹿本地域振興局	
熊本県菊池地域振興局	
熊本県阿蘇地域振興局	
熊本県上益城地域振興局	熊本県八代地域振興局
熊本県宇城地域振興局（宇土市に係るものを除く。）	
熊本県葦北地域振興局	
熊本県球磨地域振興局	

熊本県公告式条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
 平成 20 年 3 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県条例第 5 号**

熊本県公告式条例の一部を改正する条例  
 熊本県公告式条例（昭和 25 年熊本県条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

- 第 1 条中「基き」を「基づき」に改める。  
 第 2 条第 2 項中「但し」を「ただし」に、「因り、県公報」を「より、熊本県公報」に、「見易い」を「見やすい」に、「かえる」を「代える」に改める。  
 第 4 条第 1 項中「外」を「ほか」に改める。  
 第 5 条第 1 項中「熊本県議会議会規則、熊本県議会議傍聴人取締規則その他」を削り、「但し」を「この場合において」に、「規則」を「規則」とに、「公表」を「公表」とに改め、同条第 2 項中「但し」を「この場合において」に、「機関名」を「機関名」とに、「規程」を「規程」とに改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(熊本県公報の発行)

第 6 条 熊本県公報は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。）により不特定多数の者が熊本県公報に登載すべき事項の情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって規則で定めるものとする方法により発行するものとする。

2 前項に規定する方法による熊本県公報の発行は、熊本県公報に登載すべき事項を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、当該ファイルに記録された情報の提供を受けようとする者の求めに応じてその使用に係る電子計算機に県の使用に係る電子計算機から送信し得る状態となった時に行われたものとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、事故その他特別の事情により、同項に規定する方法により熊本県公報を発行することができないとき、又は著しく困難であるときは、これに代えて書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして規則で定めるものをいう。）をもって熊本県公報を発行することができる。

附 則

1 この条例は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

2 熊本県「財政事情」の作成及び公表に関する条例（昭和 23 年熊本県条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項及び第 3 項を削る。

第 5 条を削り、第 6 条を第 5 条とする。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 6 号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成 12 年熊本県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 177 号中「第 82 条の 6 に規定する限界耐力計算及び同施行令第 81 条第 1 項ただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算のうち知事が告示するものによった」を「第 81 条第 2 項第 1 号口に規定する」に改め、同項第 178 号中「9,000 円」を「11,000 円」に、「4,000 円」を「6,000 円」に改め、同項第 179 号中「5,000 円」を「7,000 円」に、「3,000 円」を「4,000 円」に改め、同項第 181 号中「13,000 円」を「16,000 円」に、「8,000 円」を「10,000 円」に改め、同項第 183 号中「12,000 円」を「14,000 円」に、「8,000 円」を「10,000 円」に改め、同項第 185 号中「12,000 円」を「16,000 円」に、「8,000 円」を「12,000 円」に改め、同項第 212 号ア中「1」を「2 以下」に、「50,000 円」を「78,000 円」に改め、同号イ中「2 以上」を「3 以上」に、「50,000 円」を「78,000 円」に、「1」を「2」に改め、同項第 213 号の 2 ア中「1」を「2 以下」に、「192,000 円」を「220,000 円」に改め、同号イ中「2 以上」を「3 以上」に、「192,000 円」を「220,000 円」に、「1」を「2」に改め、同項第 217 号中「8,000 円」を「11,000 円」に改め、同項第 218 号中「4,000 円」を「6,000 円」に改め、同項第 219 号中「9,000 円」を「12,000 円」に改め、同項第 220 号中「9,000 円」を「13,000 円」に改め、同項第 237 号の 2 を次のように改める。

(237) の 2 地方税法第 700 条の 15 第 2 項の規定に基づく免税軽油使用者証の交付

免税軽油使用者証交付手数料

ア 交付（再交付を含み、書換え（地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）第 56 条の 7 第 5 項の規定に基づく書換えをいう。以下この号において同じ。）を除く。）の場合 1 通につき 500 円。ただし、2 人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けようとする場合にあっては、交付を受けようとする者ごとに 500 円

イ 書換え（形式的な記載事項の変更による書換えで知事が定めるものを除く。）の場合 1 通につき 300 円

第 2 条第 1 項中第 427 号の 3 を第 427 号の 5 とし、第 427 号の 2 を第 427 号の 4 とし、同項第 427 号の次に次の 2 号を加える。

(427) の 2 薬事法第 36 条の 4 第 1 項の規定に基づく登録販売者試験の実施

登録販売者試験手数料 13,000 円

(427) の 3 薬事法第 36 条の 4 第 2 項の規定に基づく販売従事登録

販売従事登録申請手数料 7,100 円

第 2 条第 1 項第 622 号の 2 中「45,000 円」を「35,000 円」に改め、同項第 623 号中「14,000 円」を「10,000 円」に改め、同項第 625 号を次のように改める。

(625) 削除

第 2 条第 1 項第 630 号から第 632 号までを次のように改める。

(630) から (632) まで 削除

第 2 条第 1 項第 652 号ア中「630 円」を「500 円」に改め、同号イ中「1,260 円」を「900 円」に改め、同号ウ中「6,140 円」を「68,750 円」に改める。

金額
5,000 円

金額
7,000 円

別表第 9 中	9,000 円	を	13,000 円	に改め、同表備考第 1 号中「次号」を「次
	14,000 円		20,000 円	
	19,000 円		28,000 円	
	34,000 円		48,000 円	
	48,000 円		71,000 円	
	140,000 円		207,000 円	
	240,000 円		311,000 円	
	460,000 円		531,000 円	

号から第 5 号まで」に改め、「及び移転する場合」を削り、同表備考第 2 号を次のように改める。

- 2 確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める面積
  - ア 当該計画の変更に係る直前の確認済証の交付を建築主事から受けている場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の 2 分の 1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）
  - イ 当該計画の変更に係る直前の確認済証の交付を指定確認検査機関から受けている場合 当該計画の変更に係る部分の床面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）

別表第 9 備考第 4 号中「確認」を「確認済証の交付」に改め、同表備考第 4 号の次のように加える。

- 5 既存の建築物に構造耐力規定（建築基準法第 20 条の規定をいう。以下同じ。）の遡及適用があり、当該確認済証の交付を受ける際の構造耐力規定による審査が必要な増築等で既存部分の構造計算書の審査を要する場合 当該確認申請又は計画通知における増築等に係る建築物の部分の床面積と当該遡及適用される建築物の部分の床面積を合計した面積

別表第 10 中	金額	を	金額	に改める。
	10,000 円		14,000 円	
	12,000 円		17,000 円	
	16,000 円		23,000 円	
	22,000 円		32,000 円	
	36,000 円		53,000 円	
	50,000 円		74,000 円	
	120,000 円		178,000 円	
	190,000 円		260,000 円	
	380,000 円		455,000 円	

別表第 11 中	金額	を	金額	に改める。
	9,000 円		13,000 円	
	11,000 円		16,000 円	
	15,000 円		22,000 円	
	21,000 円		30,000 円	
	35,000 円		52,000 円	
	47,000 円		69,000 円	
	110,000 円		161,000 円	
	180,000 円		252,000 円	
	370,000 円		445,000 円	

別表第 12 中	金額	を	金額	に改める。
	9,000 円		13,000 円	
	11,000 円		16,000 円	
	15,000 円		22,000 円	
	20,000 円		28,000 円	

33,000 円	49,000 円
45,000 円	66,000 円
100,000 円	147,000 円
160,000 円	222,000 円
330,000 円	407,000 円

別表第 21 備考に次のように加える。

3 公害紛争処理法第 36 条第 1 項の規定により調停が打ち切られ、又は同条第 2 項の規定により当該調停が打ち切られたものとみなされた事件につき当該調停の申請人又は参加人がその旨の通知を受けた日から 2 週間以内に当該調停の目的となった事項について仲裁の申請をする場合の手数料の額は、仲裁の申請の区分により算出して得た額から当該調停の申請又は当該調停の手續への参加の申立てについて納めた手数料の額を控除した額とする。

別表第 26 を次のように改める。

別表第 26 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項第 178 号、第 179 号、第 181 号、第 183 号、第 185 号、第 212 号、第 213 号の 2 及び第 217 号から第 220 号までの改正規定並びに別表第 9 及び別表第 10 から別表第 12 までの改正規定は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現になされているこの条例による改正前の熊本県手数料条例に掲げる事務に関する申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の熊本県手数料条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、知事がした処分その他の行為又は知事に対してされた申請その他の行為のうち、改正前の条例第 2 条第 1 項第 630 号から第 632 号までの手数料に係るものについては、施行日以後は熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成 20 年熊本県条例第 10 号）による改正後の熊本県病院事業の設置等に関する条例の相当規定により、病院事業の管理者がした処分その他の行為又は病院事業の管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

(熊本県収入証紙条例の一部改正)

4 熊本県収入証紙条例（昭和 39 年熊本県条例第 24 号）の一部を次のように改正する。  
別表第 1 手数料の項中第 390 号の 3 を第 390 号の 5 とし、第 390 号の 2 を第 390 号の 4 とし、第 390 号の次に次の 2 号を加える。

390 の 2	登録販売者試験手数料
390 の 3	販売従事登録申請手数料

熊本県監査委員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県条例第 7 号**

熊本県監査委員に関する条例の一部を改正する条例

熊本県監査委員に関する条例（昭和 39 年熊本県条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を次のように改める。

(審査)

第 6 条 次に掲げる審査についての意見は、審査に付された日から 60 日以内に知事に提出しなければならない。

- (1) 法第 233 条第 2 項の規定による決算及び証書類等の審査
- (2) 法第 241 条第 5 項の規定による基金の運用の状況を示す書類の審査
- (3) 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 2 項の規定による決算及び証書類等の審査
- (4) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定による健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査
- (5) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定による資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県条例第 8 号**

熊本県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例  
 熊本県介護保険財政安定化基金条例（平成 12 年熊本県条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「1,000 分の 1」を「0」に改める。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県あかねの里設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県条例第 9 号**

熊本県あかねの里設置条例の一部を改正する条例  
 熊本県あかねの里設置条例（平成 6 年熊本県条例第 21 号）の一部を次のように改正する。  
 第 1 条及び第 2 条を次のように改める。

（設置）

第 1 条 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 79 条第 1 項の規定に基づき、法第 5 条第 1 項の障害福祉サービス事業、同条第 17 項の相談支援事業及び同条第 22 項の福祉ホームの経営を行い、障害者の福祉の増進を図るため、熊本県あかねの里（以下「あかねの里」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 あかねの里の施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

施設の名称	位置
熊本県あかね荘	熊本市
熊本県あかねホーム	
熊本県あかねワークセンター	

第 3 条第 1 項中「熊本県あかね荘」の次に「（以下「あかね荘」という。）」を加え、同項第 1 号を次のように改める。

（1）法第 5 条第 13 項の自立訓練

第 3 条第 1 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、同項第 5 号中「精神障害者」を「障害者」に改め、同号を同項第 4 号とし、同条第 2 項中「熊本県あかねホーム」の次に「（以下「あかねホーム」という。）」を加え、同条第 3 項中「熊本県あかねワークセンター」の次に「（以下「あかねワークセンター」という。）」を加え、同項第 1 号を次のように改める。

（1）法第 5 条第 15 項の就労継続支援

第 4 条第 1 項中「熊本県あかね荘及び熊本県あかねホーム」を「あかね荘及びあかねホーム」に改め、同条第 3 項中「熊本県あかねワークセンター」を「あかねワークセンター」に改める。

第 5 条第 1 項中「熊本県あかねワークセンター」を「あかねワークセンター」に改める。

第 6 条の見出しを「（あかねホームの利用の許可）」に改め、同条第 1 項中「あかねの里」を「あかねホーム」に改める。

第 7 条の見出しを「（あかねホームの利用の許可の基準）」に改め、同条第 2 号及び第 3 号中「あかねの里」を「あかねホーム」に改める。

第 8 条の見出しを「（あかねホームの利用の許可の取消し）」に改め、同条中「利用者」の前に「あかねホームの」を加える。

第 9 条を次のように改める。

（使用料）

第 9 条 次表左欄に掲げる施設において同表中欄に掲げる障害福祉サービス等を受けようとする者は、同表右欄に掲げる額を使用料として納めなければならない。

施設名	障害福祉サービス等	金額
あかね荘	法第 5 条第 13 項の自立訓練	法第 29 条第 3 項により算定した費用の額
	法第 5 条第 8 項の短期入所	
	法第 5 条第 17 項の相談支援	
あかねホーム	現に住居を求めている障害者に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜の供与	月額 17,800 円
あかねワークセンター	法第 5 条第 15 項の就労継続支援	法第 29 条第 3 項により算定した費用の額

第 12 条第 2 号中「あかねの里」を「あかねホーム」に改める。

第 15 条を第 16 条とし、第 14 条を第 15 条とし、第 13 条を第 14 条とし、第 12 条の次に次の 1 条を加える。

(利用料金)

第 13 条 第 9 条の規定にかかわらず、あかねの里の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に、あかねの里の利用に係る料金（以下この条において「利用料金」という。）を収受させることができる。

2 利用料金の額は、第 9 条に定める使用料の額と同額とする。

3 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準により、利用料金の一部を免除することができる。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 10 号

熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県病院事業の設置等に関する条例（昭和 41 年熊本県条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「使用料」の次に「及び手数料」を加える。

第 10 条中「知事」を「管理者」に改め、同条を第 12 条とする。

第 9 条の見出しを「(使用料等の減免)」に改め、同条中「知事」を「管理者」に、「使用料」を「使用料等」に改め、同条を第 11 条とする。

第 8 条の見出しを「(使用料等)」に改め、同条第 1 項中「受ける者」の次に「又は診断書、証明書等の交付を受ける者」を、「使用料」の次に「又は手数料（以下「使用料等」という。）」を加え、同条第 4 項中「使用料」を「使用料等」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 3 項中「第 1 項の使用料」を「使用料等」に改め、「都度」の次に「又は診断書、証明書等の交付を受ける都度」を加え、「使用料は、知事」を「使用料等は、管理者」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項の次に次の 2 項を加え、同条を第 10 条とする。

3 第 1 項の手数料の額は、別表に定める額とする。

4 第 2 項の規定により算定することができないものの使用料又は別表に定めのないもの手数料の額は、同項の規定に準じて算定した額又は実費に相当する額を規準として管理者が別に定める。

第 7 条の見出し中「作成」を「提出」に改め、同条第 1 項中「知事」を「管理者」に、「作成し」を「知事に提出し」に改め、同条第 2 項中「作成する」を「提出する」に改め、同項第 3 号中「知事」を「管理者」に改め、同条第 3 項中「作成する」を「提出する」に、「知事」を「管理者」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「作成し」を「提出し」に改め、同条を第 9 条とする。

第 6 条を第 8 条とし、第 5 条を第 7 条とし、第 4 条を第 6 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

(管理者及び組織)

第 5 条 病院事業の管理者（以下「管理者」という。）の名称は、病院局長とする。

2 法第 14 条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理させるため、熊本県病院局を置く。

第 3 条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(法の適用)

第 3 条 法第 2 条第 3 項及び地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 1 条第 1 項の規定により、病院事業に法第 2 条第 2 項に規定する財務規定等を除く法の規定を平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 10 条関係）

区分		金額
診断書	国民年金、厚生年金等の受給に係る診断書及び交通事故、精神障害者保健福祉手帳又は生命保険に係る診断書	1 通につき 5,040 円
	死亡診断書	1 通につき 3,050 円
	その他の診断書	1 通につき 2,000 円
死体検案書		1 通につき 5,040 円
説明書		1 通につき 2,000 円

附 則

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行前に改正前の熊本県病院事業の設置等に関する条例の規定により知事がした処分その他の行為又は知事に対してされた申請その他の行為は、改正後の熊本県

病院事業の設置等に関する条例の規定により管理者がした処分その他の行為又は管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例をここに公布する。

平成20年3月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

### 熊本県条例第11号

熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第4項の規定に基づき、熊本県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年熊本県条例第48条）第1条に規定する病院事業に従事する企業職員（以下「病院局職員」という。）の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 病院局職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」と総称する。）の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いたものとする。

3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。）及び退職手当とする。

(給料表)

第3条 給料については、職員の職務の種類に応じ、必要な種類の給料表を設けるものとする。

2 給料表の給料額は、職務の級及び当該職務の級ごとの号給を設けて定めるものとする。

3 給料表の種類、給料表に定める職務の級及び号給の数並びに各職務の級における最低の号給の給料額及び号給間の給料額の差額は、法第38条第2項及び第3項の規定の趣旨に従って定めなければならない。

(給料の調整額)

第4条 病院事業の管理者（以下「管理者」という。）は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

(管理職手当)

第5条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その特殊性に基づき管理者が指定するものについて支給する。

(初任給調整手当)

第6条 初任給調整手当は、特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で管理者が定めるものに新たに採用された職員に対して支給する。

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

(扶養手当)

第7条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 60歳以上の父母及び祖父母

(4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

(地域手当)

第8条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して管理規程で定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情がその地域に準ずる地域に所在する公署で管理規程で定めるものに在勤する職員についても、同様とする。

2 医師で、その職務に従事する職員には、当分の間、前項の規定にかかわらず、地域手当を支給する。

(住居手当)

第9条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第3号において同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。第3号において同じ。）を支払っている職員（管理者が定める有料公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他管理者が定める職員を除く。）

(2) その所有に係る住宅（管理者が定めるこれに準ずる住宅を含む。）に居住している職員で世帯主であるもの

- (3) 第11条第1項又は第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（管理者が定める有料公舎その他管理者が定める住宅を除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの

（通勤手当）

第10条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を使用し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

（単身赴任手当）

第11条 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理規程で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することなつた職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理規程で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員に該当するが、通勤距離等を考慮して管理規程で定める基準に照らして困難である場合は、この限りでない。

- 2 国家公務員、他の地方公共団体の公務員、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち管理規程で定めるものに使用される者又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者であつた者が、引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理規程で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理規程で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して管理規程で定める職員に限る。）その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理規程で定める職員には、前項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

（特殊勤務手当）

第12条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないとして認められるものに従事する職員に対してその勤務の特殊性に応じて支給する。

（時間外勤務手当）

第13条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対して、正規の勤務時間外に勤務した全時間について支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）外に正規の勤務時間を割り振られた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間（管理者が定める時間を除く。）に対して、時間外勤務手当を支給する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた8時間を超える1日の正規の勤務時間を割り振られた職員には、当該1日の正規の勤務時間のうち8時間を超えて勤務した全時間（管理者が定める時間を除く。）に対して、時間外勤務手当を支給する。ただし、前項の規定により時間外勤務手当が支給される場合は、この限りでない。

（休日勤務手当）

第14条 休日勤務手当は、国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）（毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、国民の祝日に関する法律に規定する休日（週休日に当たるときは、別に定める日）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）（代休日を指定されて、当該年末年始の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該年末年始の休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して、

当該勤務した全時間について支給する。これらの日に準ずるものとして管理者が定める日において勤務した職員についても同様とする。

(夜間勤務手当)

第15条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その間に勤務した全時間について支給する。

(宿日直手当)

第16条 宿日直手当は宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、当該勤務について支給する。

2 前項の勤務は、前3条の勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第17条 第5条の規定に基づき管理者が指定する職を占める職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により週休日又は祝日法により休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

(期末手当)

第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対してその職員の在職機関に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(管理者が定める職員を除く。)についても、同様とする。

(勤勉手当)

第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対しその勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(管理者が定める職員を除く。)についても、同様とする。

(災害派遣手当等)

第20条 災害派遣手当又は武力攻撃災害等派遣手当は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条(同法第183条において準用する場合を含む。)に規定する職員が住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に支給する。

(退職手当)

第21条 職員が勤続期間6月以上で退職した場合又は勤続期間6月未満で退職した場合で次に掲げる事由により退職したときは、退職手当を支給する。

(1) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたため退職した場合

(2) 傷病によりその職に堪えず退職した場合

(3) 前2号に掲げる事由以外の事由により本人の意に反して退職した場合

(4) 在職中に死亡した場合

2 前項の退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。

(1) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)をした者

(2) 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた者

(3) 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第11条の規定に該当し退職させられた者

3 労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条及び第21条の規定により解雇予告手当を支払う場合においては、これに相当する金額を減額して退職手当を支給するものとする。

4 勤続期間12月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして管理規程で定めるものをいう。以下この項において同じ。)にあっては、6月以上)で退職した職員(次項又は第6項の規定に該当する者を除く。)が、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間(管理規程で定める期間をいう。)の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間(管理者が指定する者については、管理者が指定する期間)内に失業している場合において、その者が同法に規定する基本手当の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

5 勤続期間6月以上で退職した職員(次項の規定に該当する者を除く。)であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する高年齢求職者給付金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

6 勤続期間6月以上で退職した職員であって、雇用保険法第4条第1項に規定する被保

険者とみなしたならば同法第38条第1項各号のいずれかに該当するものが退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する特例一時金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

- 7 前3項に定めるもののほか、第4項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者が管理者が指定するものに対しては、雇用保険法に規定する技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は広域求職活動費に相当する金額を同法の規定による当該給付の条件に従い、退職手当として支給する。  
(給与の減額)

第22条 職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき管理者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 3 職員が修学部分休業（当該職員が大学その他の教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内において、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）又は高齢者部分休業（当該職員が当該職員に係る定年退職日（熊本県職員等の定年等に関する条例（昭和59年熊本県条例第2号）第2条に規定する定年退職日をいう。以下この項において同じ。）から5年をさかのぼった日後の日で、当該職員が申請において示した日からその定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。  
(休職者の給与)

第23条 職員が休職にされたときは、管理者が定めるところにより給与を支給することができる。

(専従休職者の給与)

第24条 地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第1項ただし書の許可を受けた職員には、その許可期間中は、いかなる給与も支給しない。

(育児休業の承認を受けた職員の給与)

第25条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。

(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)

第26条 自己啓発等休業（職員が3年を超えない範囲内において、大学等課程の履修（大学その他の教育施設の課程の履修をいう。）又は国際貢献活動（国際協力の促進に資する外国における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）のうち職員として参加することが適当であると認められるものに参加することをいう。）のための休業をすることをいう。以下この条において同じ。）の承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。  
(臨時職員又は非常勤職員の給与)

第27条 病院局職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。

(特定の職員についての適用除外)

第28条 第6条、第7条、第8条第2項、第9条、第11条及び第21条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の6第1項の規定により採用された職員又は同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員には適用しない。

- 2 第13条から第15条までの規定は、第5条に規定する職員には適用しない。

(雑則)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(地域手当の特例)

- 2 この条例の施行の日の前日において熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和26年熊本県条例第2号。以下「一般職給与条例」という。）第9条の2若しくは第9条の4、熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和32年熊本県条例第40号。以下「技能労務職給与条例」という。）第4条の2若しくは第4条の3又は熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年熊本県条例第41号。以下「企業局給与条例」という。）第6条の2若しくは第6条の3の規定の適用を受けていた職員のうち、この条例の施行の日においてこの条例の規定の適用を受けることとなった職員には、一般職給与条例、技能労務職給与条例又は企業局給与条例の規定の適用を受け

る職員の例により、地域手当を支給する。

- 3 任用の事情等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、前項の規定に準じて地域手当を支給する。

熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県条例第 12 号

熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

(熊本県病院事業に地方公営企業法第 17 条の 2 及び第 17 条の 3 の規定を適用しない条例の廃止)

- 第 1 条 熊本県病院事業に地方公営企業法第 17 条の 2 及び第 17 条の 3 の規定を適用しない条例(昭和 42 年熊本県条例第 14 号)は、廃止する。

(熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

- 第 2 条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和 26 年熊本県条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条の 3 第 2 項中「若しくは熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 41 年熊本県条例第 46 号)」を「、熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 41 年熊本県条例第 46 号)若しくは熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成 20 年熊本県条例第 11 号)」に改める。

(熊本県職員定数条例の一部改正)

- 第 3 条 熊本県職員定数条例(昭和 30 年熊本県条例第 33 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「5,991 人」を「5,867 人」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(11) 病院局の職員 124 人

第 3 条中「又は人事委員会事務局」を「、人事委員会事務局又は病院局」に、「又は人事委員会が」を「、人事委員会又は病院事業の管理者が」に改める。

(熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 第 4 条 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 41 年熊本県条例第 46 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「熊本県企業職員」を「企業職員(熊本県病院事業の設置等に関する条例(昭和 41 年熊本県条例第 48 号)第 1 条に規定する病院事業に従事する企業職員を除く。以下同じ。)」に改める。

(熊本県行政手続条例の一部改正)

- 第 5 条 熊本県行政手続条例(平成 7 年熊本県条例第 53 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 6 号中「執行機関」の次に「、熊本県病院事業の設置等に関する条例(昭和 41 年熊本県条例第 48 号)第 5 条第 1 項に規定する病院事業の管理者」を加える。

(熊本県情報公開条例の一部改正)

- 第 6 条 熊本県情報公開条例(平成 12 年熊本県条例第 65 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「内水面漁場管理委員会」の次に「、病院事業の管理者」を加える。

(熊本県個人情報保護条例の一部改正)

- 第 7 条 熊本県個人情報保護条例(平成 12 年熊本県条例第 66 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「内水面漁場管理委員会」の次に「、病院事業の管理者」を加える。

(熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

- 第 8 条 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 15 年熊本県条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「第 4 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改める。

第 9 条第 2 項中「第 4 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改め、同条第 4 項中「、第 13 条第 2 項」を「及び第 13 条第 2 項」に改める。

第 11 条第 3 項中「第 4 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 4 熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成 20 年熊本県条例第 11 号。以下「病院局職員給与条例」という。)第 3 条第 2 項及び第 3 項、第 4 条から第 7 条まで、第 9 条並びに第 19 条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

5 特定任期付職員に対する病院局職員給与条例第 2 条第 3 項、第 17 条及び第 28 条第 2 項の規定の適用については、病院局職員給与条例第 2 条第 3 項中「及び退職手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当及び退職手当」と、病院局職員給与条例第 17 条中「管理者が指定する職を占める職員」とあるのは「管理者が指定する職を占める職員及び熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 15 年熊本県条例第 1 号)第 7 条第 1 項に規定する特定任期付職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、病院局職員給与条例第 28 条第 2 項中「第 5 条に規定する職員」とあるのは「第 5 条に規定する職員及び特定任期付職員」とする。

(熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

第9条 熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年熊本県条例第64号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「執行機関」の次に「、熊本県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年熊本県条例第48号)第5条第1項に規定する病院事業の管理者」を加える。

附 則

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の熊本県行政手続条例、熊本県情報公開条例、熊本県個人情報保護条例又は熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により、知事がした処分その他の行為又は知事に対してされた申請その他の行為のうち、施行日以後に病院事業の管理者が処理することとなる事務に係るものについては、施行日以後はそれぞれ改正後の熊本県行政手続条例、熊本県情報公開条例、熊本県個人情報保護条例又は熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により、病院事業の管理者がした処分その他の行為又は病院事業の管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

熊本県知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第13号

熊本県知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例

熊本県知的障害者授産施設条例(昭和61年熊本県条例第57号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本こすもす園設置条例

第1条及び第2条を次のように改める。

(設置)

第1条 障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた知的障害者授産施設の運営及び法第79条第1項の規定に基づき、法第5条第1項の障害福祉サービス事業を行い、障害者の福祉の増進を図るため、熊本こすもす園(以下「こすもす園」という。)を設置する。

(位置)

第2条 こすもす園は、宇城市に置く。

第3条 各号列記以外の部分中「授産施設」を「こすもす園」に改め、同条第3号中「その他授産施設を利用する」を「前号の支援を受ける」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号中「旧知的障害者福祉法」を「法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。)」に改め、同号を同条第4号とし、同条第1号の次に次の2号を加える。

(2) 法第5条第14項の就労移行支援

(3) 法第5条第15項の就労継続支援

第4条第1項中「授産施設」を「こすもす園」に改める。

第5条第1項中「授産施設に」を「こすもす園に」に改め、「短期入所」の次に「、法第5条第14項の就労移行支援、法第5条第15項の就労継続支援」を加える。

第6条及び第7条中「授産施設」を「こすもす園」に改める。

第8条第1項中「授産施設の」を「こすもす園の」に、「授産施設に」を「こすもす園に」に改め、「短期入所」の次に「、法第5条第14項の就労移行支援、法第5条第15項の就労継続支援」を加え、「次項」を「以下この条」に改め、同条第2項中「別表に定めるとおり」を「第5条第1項に定める使用料の額と同額」に改める。

第9条から第11条までの規定中「授産施設」を「こすもす園」に改める。

別表中

「法第5条第8項の短期入所」を「法第5条第8項の短期入所、法第5条第14項の就労移行支援、法第5条第15項の就労継続支援」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例をここに公布する。

平成20年3月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第14号

熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例

(設置)

第1条 後期高齢者医療の財政の安定化に資するため、高齢者の医療の確保に関する法律

(昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。) 第 116 条第 1 項の規定に基づき、熊本県後期高齢者医療財政安定化基金(以下「基金」という。)を設置する。

(拠出率)

第 2 条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成 19 年政令第 325 号。以下「政令」という。) 第 19 条第 1 項に規定する財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合は、10,000 分の 8 とする。

(積立て)

第 3 条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める。

(拠出金)

第 4 条 特定期間(法第 116 条第 2 項第 1 号に規定する特定期間をいう。)の各年度において、熊本県後期高齢者医療広域連合から徴収する拠出金の額については、政令第 19 条第 3 項の規定に従い知事が定める。

(管理)

第 5 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 6 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 7 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第 8 条 知事は、法第 116 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する事業に要する経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 15 号

熊本県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例

熊本県国民健康保険調整交付金条例(平成 17 年熊本県条例第 73 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 1 号中「法第 70 条第 1 項第 1 号に規定する一般被保険者(この号及び次号アにおいて同じ。)」を「法第 5 条に規定する被保険者(以下「被保険者」という。)」に、「一般被保険者」を「被保険者」に、「国民健康保険の被保険者」を「被保険者」に、「に規定する被保険者」を「に規定する第 2 号被保険者」に、「当該被保険者」を「当該第 2 号被保険者」に改め、同項第 2 号ア中「一般被保険者」を「被保険者」に、「及び高額療養費」を「、高額療養費及び高額介護合算療養費」に、「並びに老人保健医療費拠出金の納付に要する費用の額から退職被保険者等に係る負担調整前老人保健医療費拠出相当額を控除した額」を「、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金の納付に要する費用の額(前期高齢者交付金がある場合にはこれを控除した額)並びにその他の国民健康保険事業に要する費用の額」に改める。

附則に次の 3 項を加える。

(退職被保険者等所属市町村の特例)

7 健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号) 第 13 条の規定による改正後の国民健康保険法(以下「新国保法」という。) 附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等所属市町村(以下「退職被保険者等所属市町村」という。)について、第 3 条第 2 項の規定を適用する場合には、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

法第 5 条に規定する被保険者(以下「被保険者」という。)に係る所得及び被保険者の数並びに被保険者	一般被保険者(新国保法附則第 6 条第 1 項に規定する退職被保険者又は同条第 2 項に規定する退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る所得及び一般被保険者の数並びに法第 5 条に規定する被保険者
被保険者に係る療養	一般被保険者に係る療養
後期高齢者支援金の納付に要する費用の額	後期高齢者支援金の納付に要する費用の額から、新国保法附則第 7 条第 1 項第 2 号に規定する調整対象基準額及び後期高齢者支援金の額の合算額に同号に規定する退職被保険者等

所属割合を乗じて得た額を控除した額
-------------------

(病床転換支援金を納付する市町村の特例)

8 平成25年3月31日までの間、市町村(退職被保険者等所属市町村を除く。)について、第3条第2項第2号アの規定を適用する場合においては、同号ア中「及び後期高齢者支援金」とあるのは、「後期高齢者支援金及び病床転換支援金」とする。

9 平成25年3月31日までの間、退職被保険者等所属市町村について、附則第7項の規定により読み替えられた第3条第2項第2号アの規定を適用する場合においては、同号ア中「及び後期高齢者支援金」とあるのは、「後期高齢者支援金及び病床転換支援金」とする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

熊本県消費生活条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

### 熊本県条例第16号

熊本県消費生活条例の一部を改正する条例

熊本県消費生活条例(昭和52年熊本県条例第51号)の一部を次のように改正する。

目次中「第6条」を「第10条」に、「危害の防止(第7条-第9条)」を「安全の確保(第11条-第14条)」に、「(第10条-第18条)」を「(第15条-第25条)」に、「(第19条)」を「(第26条-第29条)」に、「第4節 消費者啓発等(第20条-第22条)」を「第3章 生活関連物資に関する施策(第23条-第26条)」に、「第4章 資源及びエネルギーの有効利用を通じた環境への配慮等(第27条)」を「第5章 資源及びエネルギーの有効利用を通じた環境への配慮等(第37条)」に、「第5章 消費者の苦情の処理等改善の取組(第38条)」を「第7章 消費者苦情の処理等(第39条-第46条)」に、「第6章 熊本県消費生活審議会(第32条)」を「第8章 熊本県消費生活審議会(第47条)」に、「第9章 知事に対する申出(第48条)」に、「第7章」を「第10章」に、「(第33条-第35条)」を「(第49条-第51条)」に、「第8章」を「第11章」に、「(第36条・第37条)」を「(第52条・第53条)」に改める。

第1条中「法令に特別の定めがあるもののほか」を「消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ」に改め、「に關し」の次に「消費者の権利の尊重及びその自立支援その他の基本理念を定め」を加え、「果たすべき責務」を「責務等」に改める。

第2条を次のように改める。

(基本理念)

第2条 消費者の利益の擁護及び増進に関する施策(以下「消費者施策」という。)の推進は、県、事業者及び消費者の相互の信頼を基調とし、県民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる消費者の権利を尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

- (1) 消費生活における安全が確保される権利
- (2) 商品等について、自主的かつ合理的な選択の機会が確保される権利
- (3) 消費生活に關し必要な情報が提供される権利
- (4) 消費生活に關する教育の機会が提供される権利
- (5) 消費者の意見が消費者施策に反映される権利
- (6) 消費生活において被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済される権利

2 消費者施策の推進は、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。

3 消費者施策の推進は、高度情報通信社会の進展及び消費生活における国際化の進展に的確に対応するとともに、環境の保全に配慮して行われなければならない。

第3条第1号中「生活物資等」を「商品等」に改め、同条第2号中「及びこれらの者が組織する団体」を削り、同条第3号を削り、同条第4号中「生活物資等」を「商品等」に、「生活物資並びに」を「商品、役務その他の」に、「うえにおいて通常受ける役務及び通常取得する権利」を「上において使用し、又は利用するもの」に改め、同号を同条第3号とする。

第4条第1項中「県民の消費生活の安定及び向上に關する施策」を「第2条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、消費者施策」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の施策」を「消費者施策」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 県は、消費者の自立を支援するため、消費者に対する啓発及び教育の推進に努めるものとする。

第5条を次のように改める。

(市町村との連携等)

第5条 県及び市町村は、相互に連携を図りながら協力して、消費者施策を実施するものとする。

2 県は、市町村が消費者施策を策定し、又は実施しようとするときは、情報の提供、技術的な助言その他の支援を行うものとする。

第37条の見出しを「(委任)」に改め、第8章中同条を第53条とする。

第36条の見出しを「(国等への要請)」に改め、同条中「関係行政機関」を「国、他の地方公共団体又は独立行政法人」に改め、同条を第52条とする。

第8章を第11章とする。

第35条中「その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見の聴取を」を「意見を述べる機会を与えた上で」に改め、第7章中同条を第51条とする。

第34条第1項中「第29条第6項」を「第42条第6項」に、「その旨」を「当該事業者の氏名又は名称及び住所その他必要な事項」に改め、同条第2項中「第9条第1項、第18条第2項、第19条第3項、第25条又は第26条」を「第13条第1項、第25条、第28条、第35条又は第36条」に、「その旨」を「当該事業者の氏名又は名称及び住所その他必要な事項」に改め、同条を第50条とする。

第33条の見出しを「(立入調査等)」に改め、同条第1項中「第8条、第19条第2項、第25条又は第26条」を「第12条第1項、第24条第1項、第27条第1項、第35条又は第36条」に改め、同条を第49条とする。

第7章を第10章とする。

第6章中第32条を第47条とし、同章を第8章とする。

第8章の次に次の1章を加える。

第9章 知事に対する申出

(知事に対する申出)

第48条 県民は、この条例の規定に違反する事業活動により、又はこの条例に基づく措置がとられていないことにより消費者の権利が侵され、又は侵されるおそれがあると認めるときは、知事に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この条例に基づく措置その他適当な措置をとるものとする。

「第5章 消費者の苦情の処理等」を「第5章 消費者苦情の処理等」に改める。

第31条第1項中「消費者訴訟に充てる」を「前条の規定により」に改め、第5章中同条を第45条とし、同条の次に次の1条を加える。

(適格消費者団体への支援)

第46条 県は、消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第4項の適格消費者団体に対し、消費者苦情の申出に関する情報の提供その他の必要な支援を行うことができる。

第30条第1号中「委員会の」の次に「あっせん又は」を加え、同条を第44条とする。

第29条第1項中「消費者苦情について」の次に「あっせん又は」を加え、同条第6項中「委員会は、」の次に「あっせん又は」を加え、同条を第42条とし、同条の次に次の1条を加える。

(消費者苦情の処理に関する情報の提供)

第43条 知事は、委員会に行かせたあっせん又は調停について、消費者の被害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、委員会の意見を聴いて、当該消費者苦情の概要並びにあっせん又は調停の経過及び結果に係る情報のうち、消費者の被害の発生又は拡大を防止するために必要なものを必要な範囲内において県民に提供するものとする。

第28条第1項中「当該苦情」を「当該消費者苦情」に、「必要があると認めるときは、あっせんを行うことができる」を「、助言、あっせんその他の措置を講じなければならない」に改め、同条第3項中「次条に定める」を削り、「の調停に付する」を「にあっせん又は調停を行わせる」に改め、同条を第39条とし、同条の次に次の2条を加える。

(消費者苦情の処理に係る市町村への支援)

第40条 県は、市町村における消費者苦情の処理が適切かつ迅速に行われるよう、研修の実施、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(消費者苦情の処理に係る人材の確保等)

第41条 県は、消費者苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、人材の確保及び資質の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

第5章を第7章とする。

第27条第2項中「生活物資等」を「商品等」に改め、第4章中同条を第37条とする。

第4章を第5章とし、同章の次に次の1章を加える。

第6章 多重債務問題改善の取組

(多重債務問題改善の取組)

第38条 県は、多重債務問題の改善のため、多重債務者が相談又は助言その他の支援を受けられることができる体制の整備その他必要な施策について、関係行政機関、民間団体等と連携を図りつつ、推進するものとする。

「第3章 生活関連物資に関する施策」を「第3章 生活関連商品等に関する施策」に改める。

第26条中「指定生活関連物資」を「指定生活関連商品等」に、「その者」を「当該関係

事業者」に改め、「引下げを」の次に「行うよう」を加え、第3章中同条を第36条とする。

第25条の見出しを「(商品等の売渡し勧告)」に改め、同条中「生活関連物資」を「生活関連商品等」に、「指定生活関連物資」を「指定生活関連商品等」に、「当該指定生活関連物資」を「当該指定生活関連商品等」に、「その者」を「当該関係事業者」に改め、「売渡しを」の次に「行うよう」を加え、同条を第35条とする。

第24条の見出しを「(商品等の指定)」に改め、同条第1項中「生活関連物資」を「生活関連商品等」に、「当該生活関連物資」を「当該生活関連商品等」に、「物資」を「商品等」に改め、同条を第34条とする。

第23条第1項中「常に、生活関連物資」を「生活関連商品等」に改め、同条を第33条とする。

第3章を第4章とする。

第2章中「第4節 消費者啓発等」を「第4節 消費者啓発及び消費者教育の推進等」に改める。

第22条中「知事は、消費生活の安定及び向上に関する施策」を「県は、消費者施策」に、「生活物資等」を「商品等」に、「消費者」を「県民」に改め、第2章第4節中同条を第32条とする。

第21条の見出しを「(消費者団体の活動の促進)」に改め、同条中「知事は、消費生活」を「県は、県民の消費生活」に、「の消費者」を「消費者団体」に、「組織活動」を「活動」に、「指導及び援助を行う」を「施策を講ずる」に改め、同条を第31条とする。

第20条の見出しを「(消費者啓発及び消費者教育の推進)」に改め、同条中「知事は、県民が自主性をもって健全な消費生活を営むことができるようにするため、必要な」を「県は、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する」に改め、「推進するとともに、」の次に「学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて」を加え、同条を第30条とする。

第2章第4節を第3章とする。

第19条の見出しを「(不当な取引行為の禁止)」に改め、同条第1項第1号中「接近し」の次に「、商品等に関する重要な情報を提供せず」を、「提供し」の次に「、将来における不確実な事項について断定的な判断を提供し、消費者の意に反し」を、「不安な状態」の次に「若しくは正常な判断ができない状態」を、「により契約」の次に「(商品等を販売する事業者又はその取次店等実質的な販売行為を行う者からの商品等の購入を条件又は原因として信用の供与をする契約又は保証を受託する契約を含む。以下この条において同じ。)」を加え、同項第2号中「著しい」を「不当に」に改め、「不当な」を削り、同項第3号中「消費者」の次に「又はその関係人」を、「強要し、又は」の次に「消費者に対し、」を、「拒否し」の次に「、一方的に変更し」を加え、同条第2項から第4項までを削り、第2章第3節中同条を第26条とし、同条の次に次の3条を加える。

(不当な取引行為に関する調査)

第27条 知事は、事業者と消費者との間で行われる取引に関する行為について、不当な取引行為の疑いがあると認めるときは、速やかに必要な調査を行うものとする。

2 知事は、前項の調査を行う場合において、必要があると認めるときは、当該取引行為をする事業者に対し、期間を定めて、当該取引行為が正当な取引行為であることの裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が、当該資料を提出しないときは、不当な取引行為を行っているものとみなす。  
(不当な取引行為の中止勧告)

第28条 知事は、事業者が不当な取引行為を行っているとき認めるときは、当該事業者に対し、当該不当な取引行為の中止その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(不当な取引行為に関する情報提供)

第29条 知事は、不当な取引行為による被害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、速やかに、当該不当な取引行為の方法及び内容その他の必要な情報を県民に提供するものとする。

2 知事は、前項の不当な取引行為のうち、消費者に重大な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、被害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該不当な取引行為を行った事業者の氏名又は名称及び住所、その方法及び内容その他の必要な情報を県民に提供するものとする。

第2章第2節中第18条第2項を削り、同条を第23条とし、同条の次に次の2条を加える。

(表示、規格等の適正化に関する調査)

第24条 知事は、事業者が県の基準に違反している疑いがあると認めるときは、速やかに必要な調査を行うものとする。

2 知事は、前項の調査を行う場合において、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、期間を定めて、当該県の基準に違反していないことの裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が、当該資料を提出しないときは、県の基準に違反しているものとみなす。  
(県の基準の遵守勧告)

第25条 知事は、事業者が県の基準に違反しているとき認めるときは、当該事業者に対し、これを遵守するよう勧告することができる。

第17条第1項中「生活物資等」を「商品等」に改め、同条第2項中「第32条に定める」を削り、同条を第22条とする。

第16条第1項中「生活物資等」を「商品等」に改め、同条第2項中「当該基準」を「当該自主基準」に改め、同条を第21条とする。

- 第15条中「生活物資等」を「商品等」に改め、同条を第20条とする。
- 第14条中「生活物資等」を「商品等」に改め、同条を第19条とする。
- 第13条中「生活物資」を「商品等」に改め、同条を第18条とする。
- 第12条を削り、第11条中「生活物資」を「商品」に改め、同条を第17条とする。
- 第10条第1項中「生活物資等」を「商品等」に改め、「品質保持期限」を削り、「住所及び氏名又は名称」を「氏名又は名称及び住所」に改め、「表示する」の次に「とともに、虚偽の表示又は誇大な表示を行わない」を加え、同条第2項中「生活物資等」を「商品等」に、「当該生活物資」を「当該商品」に改め、同条を第15条とし、同条の次に次の1条を加える。
- (規格の適正化)
- 第16条 事業者は、その供給する商品等について、品質の改善及び消費生活の合理化に寄与するため、適正な規格を定めるよう努めなければならない。
- 第2章中「第1節 危害の防止」を「第1節 安全の確保」に改める。
- 第9条の見出しを「(安全確保勧告等)」に改め、同条第1項中「、第29条に定める熊本県消費者苦情処理委員会の意見を聴いて」及び「消費者に」を削り、「生活物資等が危険生活物資等」を「商品等が危険商品等」に、「その危害を防止する」を「消費者の消費生活における安全を確保する」に、「当該生活物資等」を「当該危険商品等」に、「指導し、又は勧告することができる」を「勧告するとともに、必要があると認めるときは、速やかに、県民に周知を図るものとする」に改め、同条第2項を次のように改める。
- 2 知事は、前項の規定による勧告を行う場合において、必要があると認めるときは、熊本県消費者苦情処理委員会の意見を聴くものとする。
- 第2章第1節中第9条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。
- (緊急安全確保措置)
- 第14条 知事は、事業者が供給する商品等が消費者の生命、身体又は財産について、重大な危害を発生させ、又は発生させるおそれがある危険商品等である場合において、当該危害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、法令等で定める措置をとる場合を除き、直ちに、当該危険商品等の名称、当該危険商品等を供給する事業者の氏名又は名称及び住所その他の必要な情報を県民に提供するものとする。
- 第8条の見出しを「(安全の確保に関する調査)」に改め、同条中「消費者に」を削り、「生活物資等」を「商品等」に、「危険生活物資等」を「危険商品等」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第12条とする。
- 2 知事は、前項の調査を行う場合において、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、期間を定めて、当該商品等が安全であることの裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。
- 第7条の見出しを「(安全の確保)」に改め、同条中「生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼす」を「消費生活における安全を害し、又は害する」に、「生活物資等(以下「危険生活物資等」という。)」を「商品等(以下「危険商品等」という。)」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第11条とする。
- 2 事業者は、その供給する商品等が危険商品等であると認めるときは、消費者に対し必要な情報を開示し、回収その他の必要な措置をとるよう努めなければならない。
- 第6条の見出しを削り、同条中「経済社会の発展に即応して、自ら進んで消費生活に関する必要な」を「自ら進んで、消費生活に関して、必要な」に、「情報を収集し、自主的」を「必要な情報を収集する等自主的」に、「消費生活の安定及び向上に関する施策」を「消費者施策」に改め、同条に次の1項を加える。
- 2 消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。
- 第1章中第6条を第8条とし、同条の次に次の2条を加える。
- 第9条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。
- 2 消費者団体は、県が実施する消費者施策に協力するよう努めなければならない。
- (消費者基本計画)
- 第10条 県は、消費者施策の計画的な推進を図るため、消費者施策の推進に関する基本的な計画(以下「消費者基本計画」という。)を策定するものとする。
- 2 消費者基本計画には、消費者施策に関する基本的な方針その他消費者施策の計画的な推進を図るために必要な事項を定めるものとする。
- 3 県は、消費者基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、熊本県消費生活審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 県は、消費者基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、消費者基本計画の変更について準用する。
- 第5条の次に次の2条を加える。
- (事業者の責務等)
- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その供給する商品等について、次に掲げる責務を有する。
- (1) 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
- (2) 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
- (3) 消費者との取引に際して、消費者の年齢、知識、経験、判断力及び財産の状況等に配慮すること。

- (4) 消費者との間に生じた苦情（以下「消費者苦情」という。）を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該消費者苦情を適切に処理すること。
- (5) 県が実施する消費者施策に協力すること。
- 2 事業者は、その供給する商品等について、環境の保全に配慮するとともに、当該商品等について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、県民生活との関連性が高い商品等（以下「生活関連商品等」という。）の流通の円滑化及び価格の安定を図るために必要な措置を講ずるとともに、県が実施する生活関連商品等の流通の円滑化及び価格の安定を図るための施策に協力しなければならない。
- 第 7 条 事業者団体は、基本理念にのっとり、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、消費者苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援、消費生活に関する知識の普及、啓発活動及び広報活動その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。
- 2 事業者団体は、県が実施する消費者施策に協力しなければならない。
- 附 則
- 1 この条例は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前に改正前の熊本県消費生活条例の規定によりされた指定その他の行為は、改正後の熊本県消費生活条例の相当規定によりされた指定その他の行為とみなす。

熊本県消費生活センター設置条例を廃止する条例をここに公布する。  
平成 20 年 3 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県条例第 17 号

熊本県消費生活センター設置条例を廃止する条例  
熊本県消費生活センター設置条例（昭和 46 年熊本県条例第 6 号）は、廃止する。  
附 則  
この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県職業能力開発審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成 20 年 3 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県条例第 18 号

- 熊本県職業能力開発審議会条例の一部を改正する条例  
熊本県職業能力開発審議会条例（昭和 44 年熊本県条例第 42 号）の一部を次のように改正する。
- 題名を次のように改める。  
熊本県労働審議会条例
- 第 1 条及び第 2 条を次のように改める。
- (設置)
- 第 1 条 熊本県の雇用及び就業の促進その他の労働に関する重要事項を調査審議するため、熊本県労働審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 91 条第 1 項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関とする。
- (所掌事務)
- 第 2 条 審議会は、知事の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。
- (1) 労働者の福祉に関すること。
- (2) 雇用及び就業の促進に関すること。
- (3) 法第 7 条第 2 項に規定する熊本県職業能力開発計画その他産業人材の育成に関すること。
- 2 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、知事に意見を述べることができる。
- 第 5 条第 2 項中「、関係行政機関の職員のうちから」を削り、同条第 3 項を削る。
- 第 9 条を第 10 条とし、第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。
- (部会)
- 第 7 条 審議会は、必要があるときは、特定の事項を審議するため、部会を置くことができる。
- 2 部会は、会長が指名する委員及び特別委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置く。
- 附 則  
この条例は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

熊本県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成 20 年 3 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県条例第 19 号**

熊本県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例

熊本県立職業能力開発校条例（昭和 44 年熊本県条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「115,200 円」を「118,800 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 平成 20 年度分の授業料に関する改正後の第 4 条第 2 項の規定の適用については、同項中「118,800 円」とあるのは「117,600 円」とする。
- 3 平成 19 年 4 月 1 日前から引き続き熊本県立職業能力開発校に在籍する訓練生に係る授業料については、改正後の第 4 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県条例第 20 号**

熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例

熊本県立技術短期大学校条例（平成 8 年熊本県条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

別表授業料の項中「348,600 円」を「390,000 円」に改め、同表聴講料の項中「4,900 円」を「5,000 円」に改める。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県立農業大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県条例第 21 号**

熊本県立農業大学校条例の一部を改正する条例

熊本県立農業大学校条例（昭和 57 年熊本県条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「115,200 円」を「118,800 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 20 年度分の授業料に関する改正後の第 4 条第 2 項の規定の適用については、同項中「118,800 円」とあるのは「117,600 円」とする。

熊本県木材業者及び製材業者登録条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県条例第 22 号**

熊本県木材業者及び製材業者登録条例を廃止する条例

熊本県木材業者及び製材業者登録条例（昭和 34 年熊本県条例第 36 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
（熊本県手数料条例の一部改正）
- 3 熊本県手数料条例（平成 12 年熊本県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。  
第 2 条第 1 項第 392 号から第 396 号までを次のように改める。  
（392）から（396）まで 削除  
（熊本県収入証紙条例の一部改正）
- 4 熊本県収入証紙条例（昭和 39 年熊本県条例第 24 号）の一部を次のように改正する。  
別表第 1 手数料の項第 356 号から第 360 号までを次のように改める。

356 から 360 まで	削除	
---------------	----	--

熊本県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県条例第 23 号**

熊本県漁港管理条例の一部を改正する条例

熊本県漁港管理条例（昭和 37 年熊本県条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「毎週水曜日」を「次の各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 4月1日から9月30日まで 水曜日
- (2) 10月1日から翌年3月31日まで 火曜日及び水曜日

附 則  
この条例は、平成20年4月1日から施行する。

熊本県産業開発青年隊訓練所条例を廃止する条例をここに公布する。

平成20年3月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県条例第24号

熊本県産業開発青年隊訓練所条例を廃止する条例

熊本県産業開発青年隊訓練所条例（昭和40年熊本県条例第24号）は、廃止する。

附 則  
この条例は、平成20年4月1日から施行する。

熊本県緑の基金条例をここに公布する。

平成20年3月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県条例第25号

熊本県緑の基金条例

(設置)

第1条 緑化を推進する活動を支援するため、熊本県緑の基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、財団法人くまもと緑の財団から緑化の推進のための基金を設立するために寄付を受けた財産の額とする。

2 知事は、必要があると認めるときは、熊本県一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定めるところにより、基金に追加して、積立てを行うことができる。

3 前項の積立て又は第6条の規定による処分が行われたときは、基金の額は、当該積立ての額又は当該処分の額により増加又は減少するものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、緑化を推進する活動を支援する事業に要する経費に充てるほか、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第6条 知事は、第4条に規定する事業に要する経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県条例第26号

熊本県屋外広告物条例の一部を改正する条例

熊本県屋外広告物条例（昭和39年熊本県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号の2中「景観計画区域で」を「景観計画区域（市町村である景観行政団体が定めたものに限る。）のうち」に改め、同条第11号中「熊本県景観条例（昭和62年熊本県条例第7号）第7条第1項の規定により指定された景観形成地域で」を「熊本県景観計画（熊本県景観条例（昭和62年熊本県条例第7号）第6号に規定する景観計画をいう。以下同じ。）で定められた景観形成地域のうち」に改める。

第5条第1項第1号の2中「景観計画区域で」を「景観計画区域（市町村である景観行政団体が定めたものに限る。）のうち」に改め、同項第2号中「熊本県景観条例第7号第1項の規定により指定された景観形成地域で」を「熊本県景観計画で定められた景観形成地域のうち」に改める。

## 附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 熊本県条例第 27 号

熊本県営住宅条例の一部を改正する条例

熊本県営住宅条例（昭和 35 年熊本県条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 32 条」の次に「第 42 条」を加え、「第 33 条—第 35 条の 2」を「第 43 条—第 45 条」に、「第 36 条」を「第 46 条」に、「第 37 条」を「第 47 条」に、「第 38 条」を「第 48 条」に改める。

第 29 条中「及び第 26 条」を「、第 26 条及び第 27 条第 1 項」に改める。

第 32 条を次のように改める。

（駐車場の使用許可）

第 32 条 駐車場（県営住宅の共同施設である駐車場をいう。以下同じ。）を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

第 38 条中「家賃」の次に「又は駐車場の使用料」を加え、第 5 章中同条を第 48 条とする。

第 4 章中第 37 条を第 47 条とし、第 3 章中第 36 条を第 46 条とし、第 35 条の 2 中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

（5）駐車場の管理に関する業務

第 2 章第 5 節中第 35 条の 2 を第 45 条とし、第 35 条を第 44 条とし、第 34 条を第 43 条とし、第 33 条を削る。

第 2 章第 4 節中第 32 条の次に次の 10 条を加える。

（駐車場の使用者資格）

第 33 条 駐車場を使用する者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、県営住宅を使用する者であって知事が特別の事情があると認めるものについては、この限りでない。

（1）県営住宅の入居者又は同居者であること。

（2）次に掲げる事由のいずれかにより駐車場を必要としていること。

ア 入居者又は同居者が自ら使用すること。

イ 入居者又は同居者が必要と認められる介護又は看護を受けるため使用すること。

ウ 入居者が法第 27 条第 3 項の承認を受けた営業を行うため使用すること。

（3）法第 32 条第 1 項第 1 号から第 5 号までのいずれにも該当しないこと。

（駐車場の使用許可の申請）

第 34 条 前条に規定する使用者資格のある者で駐車場を使用しようとする者は、知事が定めるところにより、許可の申請をしなければならない。

（駐車場の使用者の決定方法）

第 35 条 知事は、第 32 条の許可をする場合において前条の申請をした者の数が使用させるべき駐車場の数を超えるときは、別に定める公正な方法で選考を行い、駐車場を使用する者を決定するものとする。ただし、知事が優先的に駐車場を使用させることが適当であると認めるときは、この限りでない。

（駐車場の使用料）

第 36 条 第 32 条の許可を受けた者（以下「駐車場の使用者」という。）は、知事が定めるところにより、駐車場の使用料を納めなければならない。

2 前項の駐車場の使用料は、近傍同種の駐車場の使用料を限度として、知事が定める。

（駐車場の保証金）

第 37 条 知事は、駐車場の使用者から使用を始める月の使用料の 3 月分に相当する金額の保証金を徴収するものとする。

2 前項の保証金は、駐車場の使用者が駐車場を明け渡したとき、これを還付する。ただし、未納の使用料又は損害賠償金があるときは、保証金のうちからこれらを控除するものとする。

（申請事項の変更等の届出）

第 38 条 駐車場の使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、知事が定めるところにより、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。

（1）第 34 条の規定による申請をした事項のうち、知事が別に定めるものを変更しようとするとき。

（2）引き続き 15 日以上当該駐車場の使用を中止しようとするとき。

（駐車場の転貸等の禁止）

第 39 条 駐車場の使用者は、当該駐車場を他の者に貸し、又はその使用の権利を他の者に譲渡してはならない。

2 駐車場の使用者は、当該駐車場の用途を変更してはならない。

（駐車場の検査）

第 40 条 駐車場の使用者は、当該駐車場を明け渡そうとするときは、10 日前までに知事に届け出て、知事の指定する者の検査を受けなければならない。

（駐車場の明渡し請求）

第 41 条 知事は、駐車場の使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該駐車場の使用者に対して第 32 条の許可を取り消し、駐車場の明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為により許可を受けたとき。
- (2) 使用料を 3 月以上滞納したとき。
- (3) 駐車場又はその附帯する設備を故意にき損したとき。
- (4) 第 33 条に規定する使用者資格を失ったとき。
- (5) 第 38 条に規定する届出をしなかったとき。
- (6) 正当な理由によらないで 15 日以上駐車場を使用しないとき。
- (7) 前各号に定めるもののほか、知事が駐車場の管理上必要があると認めるとき。

2 駐車場の使用者は、前項の規定による請求を受けたときは、直ちに当該駐車場を明け渡さなければならない。

(委任)

第 42 条 この節に定めるもののほか、駐車場その他の共同施設の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の熊本県営住宅条例第 32 条の許可及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同条から第 37 条までの規定の例により行うことができる。

熊本県立学校職員の給与に関する条例及び熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県条例第 28 号

熊本県立学校職員の給与に関する条例及び熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 熊本県立学校職員の給与に関する条例（昭和 29 年熊本県条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項中「、舎監兼務手当」を削り、同条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項から第 11 項までを 1 項ずつ繰り上げる。

第 13 条第 1 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 2 項を削る。

第 14 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「前項の特殊勤務手当以外の」を削り、同項を同条とする。

(熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和 29 年熊本県条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条中「、舎監兼務手当」を削る。

第 11 条の 2 中「舎監兼務手当及び」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 熊本県職員等の育児休業等に関する条例（平成 4 年熊本県条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条の表第 13 条第 2 項の項を削る。

第 17 条の表中「、第 11 条の 2」を削る。

第 26 条の表第 13 条第 2 項の項を削る。

第 27 条の表中「及び第 11 条の 2」を削る。

(熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

3 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年熊本県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 4 項中「及び第 13 条第 2 項（市町村立学校職員給与条例第 11 条の 2 の規定により県立学校職員の例によることとされる場合を含む。）」を削り、「これらの規定中」を「同号中」に改める。

熊本県永青文庫常設展示振興基金条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県条例第 29 号

熊本県永青文庫常設展示振興基金条例

(設置)

第 1 条 熊本県立美術館における永青文庫常設展示の充実を図り、文化の振興に資するため、熊本県永青文庫常設展示振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第6条 知事は、第1条に規定する目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

熊本県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県条例第30号

熊本県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例

熊本県スポーツ振興審議会条例(昭和37年熊本県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条第5項」を「第18条第6項」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

---

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県条例第31号

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和29年熊本県条例第34号)の一部を次のように改正する。

別表熊本県熊本南警察署の項中「奥古閑町」の次に「、小島一丁目、小島二丁目、小島三丁目、小島四丁目、小島五丁目、小島六丁目、小島七丁目、小島八丁目、小島九丁目」を加え、「、小島中町」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県条例第32号

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和29年熊本県条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表第27号作業の項中「1,200円」を「1,640円」に、「800円」を「1,100円」に、「600円」を「820円」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。